

阿南防災士の会会則

(目的)

第1条 阿南防災士の会（以下「本会」という。）は、会員のネットワークを構築し、情報の共有、防災士としての活動と知識・技能を高めることにより、阿南市の防災力向上に貢献することを目的とする。

(構成会員)

第2条 本会は、前条の目的に賛同する阿南市在住又は阿南市勤務の防災士有志によって構成するものとする。

(入会)

第3条 本会への入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 本会への入会は、入会希望者が次の各号に掲げる入会資格をすべて満たすものとして、役員を含む総会員の過半数の賛同があった場合に限り、認められる。

- (1) 阿南市内に在住し、又は勤務する者
- (2) 地域防災推進員養成研修を修了した者
- (3) 入会する年の4月1日までに年齢が20歳以上に達している者
- (4) 社会人として求められる社会通念上最低限度の教養を身に付け、協調性を有しており、かつ、防災士としての品位を備えていると認められる者

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 防災・減災に係る知識及び技能の研鑽に資する活動
- (2) 会員相互の交流に資する活動
- (3) 市民、小中学生等を対象とした防災教育その他の防災啓発に資する活動

(4) 行政機関、防災関係機関等と連携した地域防災力の向上に資する活動

(5) 災害時における女性の人権等に関する研修

(6) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために必要な活動

(禁止行為)

第5条 会員は、前条各号の活動をするにあたって、政治的、宗教的、営利的行為その他公共の利益に反する行為を行ってはならない。

(事務局)

第6条 本会の事務局を、阿南市危機管理部危機管理課内に置く。

(役員及び役員会)

第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置き、これらの役員をもって役員会を構成する。

(1) 会長 1名

(2) 顧問 若干名

(3) 会長代行 1名

(4) 副会長 若干名

(5) 事務局長 1名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員会は、必要に応じて随時開催する。

(交流会)

第8条 本会は、毎年1回以上交流会を開催することとし、会員間における情報交換及び役員を選任、新入会員の入会、会員の退会、活動計画案その他議案の承認・決定を行う。

2 交流会の議長は、会長が就任することとし、会長に事故があるときは、その他の役員が代行するものとする。

3 交流会は、総会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

4 交流会の議事は、本会則に特別の定めがある場合を除いては、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(運営費用)

第10条 本会の運営についての経費は、市の補助金・賛助金その他の費用をもって充てる。

(貸与)

第11条 前条の費用をもってユニフォーム及びヘルメットを作製し、これを会員に無償で貸与する。

(退会)

第12条 本会は、会員本人の希望により、随時退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会しなければならない。

(1) 第3条第2項各号に規定するいずれかの資格を満たさなくなったり、又は満たさないことが判明したとき。ただし、同項第3号にあっては、当該会員を除く総会員の過半数の賛同を得なければ、これを退会させることができない。

(2) 第5条の禁止行為を行ったとき。ただし、当該会員を除く総会員の過半数の賛同を得なければ、これを退会させることができない。

(3) 1年間以上、防災士の会の活動（交流会等を除く）に参加していない者。ただし、やむを得ない事情により、長期にわたり活動に参加できない者は事務局に休会届けを提出するものとする。

3 会員は、退会后速やかに、前条の規定により貸与されたユニフォーム及びヘルメットを事務局に返納しなければならない。

(補則)

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議によりこれを定める。

附 則

平成24年1月1日制定

平成26年1月1日改正

平成27年1月1日改正

平成27年4月24日改正

平成28年4月15日改正

平成29年4月9日改正

令和2年7月18日改正